

3.(1)⑧ 生活機能向上連携加算の見直し①

【ア：通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、短期入所生活介護★、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護★】
認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、イ：訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規

概要

- 生活機能向上連携加算について、算定率が低い状況を踏まえ、その目的である外部のリハビリテーション専門職等との連携による自立支援・重度化防止に資する介護の推進を図る観点から、以下の見直し及び対応を行う。

ア 通所系サービス、短期入所系サービス、居住系サービス、施設サービスにおける生活機能向上連携加算について、訪問介護等における同加算と同様に、ICTの活用等により、外部のリハビリテーション専門職等が当該サービス事業所を訪問せずに、利用者の状態を適切に把握し助言した場合について評価する区分を新たに設ける。【告示改正】

イ 訪問系サービス、多機能系サービスにおける生活機能向上連携加算（II）について、サービス提供責任者とリハビリテーション専門職等がそれぞれ利用者の自宅を訪問した上で、共同して力シングファレンスを行いう要件に關して、要介護者の生活機能を維持・向上させたためには多職種によることや、業務効率化の観点から、同カンファレンスについては利用者・家族も参加するサービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で実施するサービス提供責任者及びリハビリテーション専門職等によるカンファレンスでも差し支えないことを明確化する。【通知改正】

※ 外部のリハビリテーション専門職等の連携先を見つけやすくするため、生活機能向上連携加算の算定要件となり得る訪問・通所リハビリテーション事業所が任意で情報をお表するなどの取組を進めます。

3. (1)⑧ 生活機能向上連携加算の見直し②

単位数（ア）	算定要件等（ア）
<現行> 生活機能向上連携加算 200単位／月	<p><改定後></p> <p>⇒ 生活機能向上連携加算 (I) 100単位／月 (新設) (※3月に1回を限度) ⇒ 生活機能向上連携加算 (II) 200単位／月 (現行と同じ)</p> <p>※ (I) と (II) の併算定は不可。</p>

- 生活機能向上連携加算 (I) > (新設)
- (病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。) の理学療法士等や医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。
- 理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと。

- <生活機能向上連携加算 (II) > (現行と同じ)
- 訪問・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。) の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合に算定。

4. (1)① 処遇改善加算の職場環境等要件の見直し

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所介護、認知症対応型訪問介護看護★、短期入所生活介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設、介護療養型医療施設、介護医療院】
テーション★、短期入所生活介護★、介護老人共同生活介護★、介護、認知症対応型共同生活介護★、介護事業者による職業環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、以下の見直しを行う。

- 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、介護事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、以下の見直しを行う。
- ・ 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるよう見直しを行うこと。**【通知改正】**
 - 職員の新規採用や定着促進に資する取組
 - 職員のキャリアアップに資する取組
 - 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
 - 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
 - 生産性の向上につながる取組
 - 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
 - ・ 職場環境等要件に基づく取組の実施について、当該年度における取組の実施を求めること。**【告示改正】**

概要

4.(1)② 介護職員等特定処遇改善加算の見直し

概要

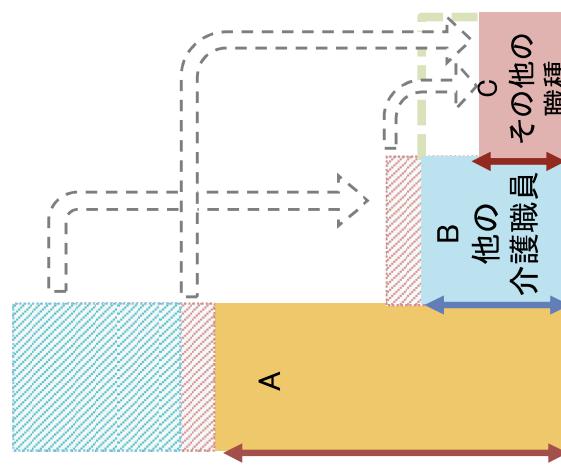
【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護施設、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護共同生活介護】
介護、認知症対応型共同生活介護】

- 介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】
- 平均の賃金改額の配分ルールについて、「その他の職種」は「2分の1を上回らないこと」とするルールは維持した上で、「経験・技能のある介護職員」は「2倍以上とすること」とするルールにする。
 - 「より高くすること」とする。

現行

平均賃上げ額が

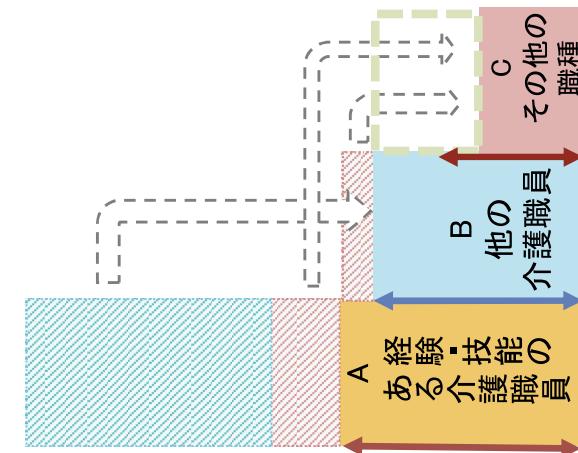
2以上 : 1 : 0.5以下



改定後

平均賃上げ額が

A > B 1 : 0.5以下



4.(1)④ 特定事業所加算の見直し①

概要 【訪問介護】

- 訪問介護の特定事業所加算について、事業所を適切に評価する観点から、訪問介護以外のサービスにおける類似の加算であるサービス提供体制強化加算の見直しも踏まえて、勤続年数が一定期間以上の職員の割合を要件とする新たな区分を設ける。【告示改正】

単位数

※以下の加算はすべて1回あたり

<現行>

- 特定事業所加算 (I) 所定単位数の20%を加算
特定事業所加算 (II) 所定単位数の10%を加算
特定事業所加算 (III) 所定単位数の10%を加算
特定事業所加算 (IV) 所定単位数の 5%を加算



<改定後>

- 特定事業所加算 (I) 所定単位数の20%を加算
特定事業所加算 (II) 所定単位数の10%を加算
特定事業所加算 (III) 所定単位数の10%を加算
特定事業所加算 (IV) 所定単位数の 5%を加算
特定事業所加算 (V) 所定単位数の 3%を加算
(新設)

算定要件等

<特定事業所加算 (V)>

- 体制要件 (※特定事業所加算 (I) ~ (III) と同様)
・訪問介護員等ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施
・利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催（テレビ電話等のICTの活用が可能）
・利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告
・健診等の定期的な実施
・緊急時等における対応方法の明示
○ 人材要件
・訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であること
※加算 (V) は、加算 (III)（重度者対応要件による加算）との併算定が可能であるが、加算 (I)、(II)、(IV)（人材要件が含まれる加算）との併算定は不可。

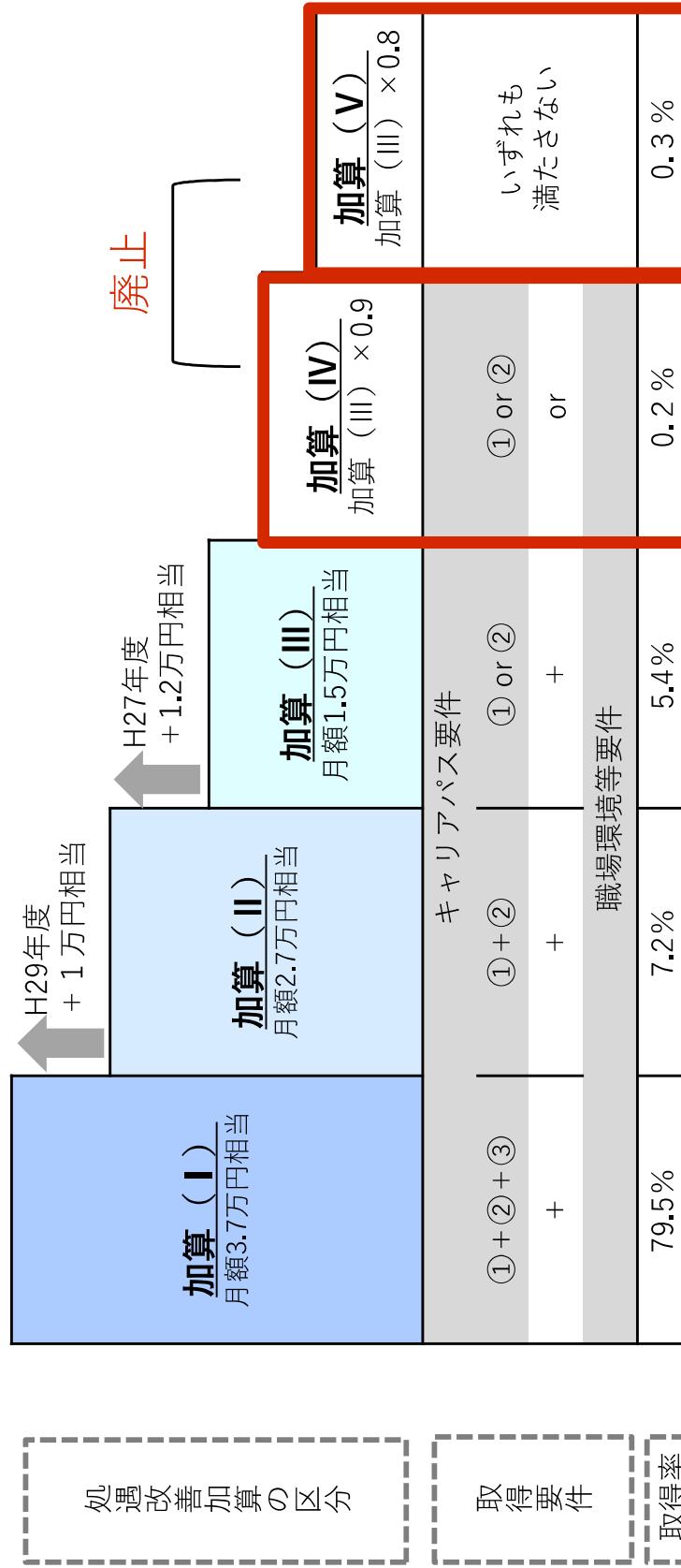
4. (1)④ 特定事業所計算の見直し②

5. (1)⑩ 介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)の廃止

- 概要
- 介護職員の際、令和のことです

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護★、短期入所生活介護★、短期入所対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、認知症対応型施設、介護専門病院】

- 介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。その際、令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、1年の経過措置期間を設けることとする。**【告示改正】**



<キヤリアバス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること

職場環境等要件 <○
○資金改善を除く、職場環境等の改善

5.(1)⑫ サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

【ア：訪問系サービス★（定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く）、通所系サービス★（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★を除く）、福祉用具貸与★イ：居宅介護支援】

- サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供を確保する観点から、以下の対応を行う。

一部R3.1.13 諮問・答申済

ア 訪問系サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く）、通所系サービス（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護を除く）及び福祉用具貸与には、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してもサービス提供を行うよう努めることとする【省令改正】。また、事業所を市町村等が指定する際に、例えば、当該事業所の利用者のうち一定割合以上を当該事業所に併設する集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の条件を付すこととは差し支えないことを明確化する【通知改正】。

イ 同一のサービス付き高齢者向け住宅等に居住する者のケアプランについて、区分支給限度基準額の利用割合が高い者が多い場合に、併設事業所の特定を行いつつ、当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証を行うとともに、サービス付き高齢者向け住宅等における家賃の確認や利用者のケアプランの確認を行うことなどを通じて、介護保険サービスが入居者の自立支援等につながっているかの観点も考慮しながら、指導権限を持つ自治体による更なる指導の徹底を図る。
(居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出するなどの点検・検証については、効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10月から施行)